

平成23年度佐渡市社会福祉協議会事業計画

【基本理念】

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

【基本方針】

現在の社会情勢は、経済不況下において、失業率が高水準に推移しており、就労不安、生活困窮の問題等生活環境は大きく変化しています。

当市においても、同じことであり、それ以外にも少子高齢、それに伴う人口の減少には歯止めがかからず過疎化の一途を辿っています。そのことにより限界集落の広がり、独居の高齢世帯あるいは老老介護の問題等数えあげれば際限がありません。地域においては家族だけでは支えることができず、行政や地域に頼らなければならず、一部の地域ではそのネットワークづくりを推進しているものの、まだ浸透していません。

財政面においても、市税、交付税の減収等で当会への補助金、受託金も削減の方針が示され、厳しい状況になってきています。

このような状況の中で、本会の果たすべき役割を認識し、地域での支え合いや支援を含め市民参加を推進するため、関係機関や団体との連携を図り、市民ニーズにあった事業の展開を進めなければなりません。特に集落や民生委員児童委員との連携は地域の見守りネットワークづくりには欠かすことができないため、懇談会を計画する等協力体制を強固にする必要があります。

また昨年4月に市から譲渡された地域交流センター（温泉施設）、福祉センター、デイサービスセンター、老人福祉センター等の経営については市民から喜ばれる施設となるよう経営会議、各部会等で検討を重ね、利用者の増につながる方策を考え、効率的な経営を検討していかなければなりません。

併せて介護保険事業所についても、他の事業者の参入等により利用者の確保が難しくなっているため、経費節減の方策として物品の共同購入等経営の安定を図る必要があります。

そのためにはまず職員の意識改革を第一に掲げ、質の高いサービスを提供することを念頭に置き事業運営にあたるものとし、効率的で安定した経営を目指し、また、地域住民のアンケート結果及び地域懇談会の意見等を参考にしながら、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに向け、以下の事業に積極的に取り組んでいきます。

【重点目標】

1 地域における支え合いの仕組みの構築

高齢になっても障がいがあっても、地域で尊厳のある自分らしい生き方ができるように、公的な福祉サービスだけでは対応が難しい地域の生活課題に対し、住民の支え合いによって解決する仕組みを住民と共に構築します。

2 ボランティア活動の推進

住民の自発的な意思によるボランティア活動への参加を支援します。市民の善意を有効かつ適切に活用し、住民相互が助け支えあい安心して暮せる地域作りのために、センターとステーションが連携し、ボランティアの啓発、普及、育成、支援を行います。

各種ボランティア講座、ボランティアスクールを開催し、ボランティアの資質向上を図ります。また、災害発生時において効率よく被災者への支援に入れるように、研修に取り組みます。

それぞれの研修が地域の現場の取り組みに実践でき、効果の上がるものになるよう努めます。

3 総合相談、生活支援による問題解決

市民が抱える生活全般の心配ごとや悩みごとに気軽に相談できる身近な相談所を開設するとともに、日常生活自立支援や生活福祉資金貸付等により高齢者等の生活支援を図ります。

また、在宅で介護されている家族の方に介護技術を身につけていただくための講習会やリフレッシュしていただく機会を作り、介護負担の軽減を図ります。

4 介護サービス事業の経営強化と発展

介護サービス事業は、生活全般を支えていく社会福祉協議会の理念をかなえる役割とともに安定的な財源を確保する重要な役割をも果たしています。「みんなが経営者」という意識を一人ひとりが自覚するとともに、計画の策定、実施、評価といったプロセスを着実に実行し、職員及び組織の能力向上に努めます。

利用者によりよいケアを目指して、質の高いサービスを提供できるよう研修の充実を図ります。

5 福祉センター、地域交流センターの経営強化と発展

福祉センターについて、地域の福祉活動の拠点として活用を図るとともに、他の地区を視野に入れた事業の取り組みなど施設の有効活用に努めます。

また、地域交流センター（温泉、プール、宿泊施設）は、地域住民の健康増進、心身の保養及び交流の場を提供します。加えてサービスや接客態度、運営のあり方を改善するとともに新規事業を工夫し、積極的に売上げを伸ばす営業努力を行い安定的な経営を図ります。

6 認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の経営強化と発展

本年度開業のグループホームについては、法人として初めての事業ではありますが、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、職員一丸となって取り組みます。

【実施計画】

1 地域における支え合いの仕組みの構築

(1) 見守り活動の推進

単身高齢者世帯等への近隣住民の定期的な訪問や、支援のネットワークによる声かけ、訪問、気配りなどを行い不安や孤独感の解消を図ります。

また、高齢者世帯が増加する状況をふまえて、24時間体制での安心安全な暮らしの確保について地域住民と共に考えます。

(2) 地域福祉会の組織化の推進

地域ぐるみの福祉の推進に向けコミュニティー（集落）単位に地域福祉会を結成し、住民主体の地域福祉活動の支援を行います。

(3) 地域福祉懇談会の実施

社協が住民の福祉向上のために存在する民間団体であることを知ってもらい、住民のさまざまな生の声を聞き取り、地域の課題を住民と共に解決することを目的に開催します。

(4) サロン等の実施

日中孤立しがちな高齢者が、地域の茶の間、ふれあいいいききサロン等により閉じこもりの予防や仲間との交流による孤独感の解消を図ります。

また、地域の空家、空店舗を利用するなどの地域資源の活用も視野に入れて開催します。

(5) 生活支援ボランティア事業（ごむしんネット）

高齢者や障がい者に対し、有償のボランティアを派遣し、話し相手や、ゴミ出し、郵便物の確認、出入り口の除雪、買物等の生活支援を行います。

(6) ふれあい招待昼食会の実施

ボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者等を昼食に招待することによって、地域の交流を進め、孤独感の解消等を図ります。

(7) 配食サービスの実施

配達などにボランティア団体や地域住民の協力を得、単身高齢者世帯等にお弁当等を届けるとともに安否確認を行います。

(8) 移送サービス事業の実施

公共交通機関を利用することが困難な高齢者や車椅子利用者の通院等を支援します。

(9) おはようコール（お元気コール）の実施

単身高齢者等の安否の確認を電話で行い健康状態の把握や孤独感の解消を図ります。

(10) 古紙回収サービスの実施

高齢者のみ世帯の方を対象にボランティアによる古紙回収を行います。

(11) 世代間ふれあい交流の実施

健康ふれあい農園事業、保育園児との交流会、園児との会食会、園児からの年賀状送付、囲碁教室などの世代間交流を推進し心の通い合いを図ります。

(12) 歳末たすけあい事業の実施

市民の歳末たすけあい募金により、要援護者に①障子の張替②鏡餅、年越しそばの配布③おせち料理の配布④神棚・仏壇・家の中の清掃⑤出張理容サービスを提供します。

（各事業の概要は別冊「地域福祉事業の概要」に記載）

2 ボランティア活動の推進

(1) 災害救援体制の整備

予期せぬ自然災害に備え、市民が災害時の救援活動が迅速に行なえるよう災害救援体制の整備に努めます。

- ・災害救援ボランティア講座（体験講座、上級講座）の開催
 - ・災害ボランティアネットワークの構築
- (2) ボランティアセンター・ステーションの機能拡充
- 地域の特色を活かしたボランティア活動を推進し、ボランティアの相談窓口、ボランティア活動の拠点として、センター・ステーションの機能拡充を図ります。
- ・運営委員会の開催
 - ・施設・事業所・他団体との連携
- (3) ボランティア研修等の実施
- ボランティア活動を積極的に推進するため研修会を開催し、人材育成に努めます。
- (4) 相談・登録・調整
- ボランティアの発掘やニーズの把握に努め、ボランティア活動の推進を図ります。
- (5) 情報収集と情報提供
- 市民に広く情報を提供するため、社協たより及びホームページにボランティア情報を掲載します。また、地区を越えたボランティア活動の推進のため、ボランティア人材情報誌を発行します。
- (6) 福祉教育事業の実施
- 児童・生徒に福祉やボランティアに興味を持ってもらうため、総合学習等に出向き福祉教育のお手伝いをします。
- (7) 24時間テレビチャリティー募金活動の実施
- ボランティアとともに24時間チャリティー募金活動を実施します。

3 総合相談、生活支援による問題解決

- (1) 心配ごと相談所の開設
- 市民の日常生活のあらゆる相談に応じ、相談員が適切な助言、援助を行って地域住民の福祉の増進を図ります。
- (2) 弁護士による法律相談の実施
- 市民の法律相談に対応するため、県弁護士会の協力を得て両津ブロック、相川ブロック、佐和田・金井ブロック、新穂・畑野・真野ブロック及び小木・羽茂・赤泊ブロックで実施します。
- (3) 日常生活自立支援事業の推進
- 要支援者等の自立、日常生活の維持のため福祉サービスの利用に関する情報提供、

助言、手続きの援助、利用料の支払等一連の援助を行います。

(4) 苦情解決の適切な対応

利用者のサービスに対する信頼性の確保を図り、さらに充実したサービス体制を確立するため苦情解決の仕組みによる適切な対応に努めます。

(5) 生活福祉資金等の貸付支援

低所得者、障がい者、高齢者世帯を対象に、また失業により生計の維持が困難となった世帯生活の安定と自立を目的とし資金の貸し付けを行います。

(6) 地域包括支援センター等の受託

高齢者が住みなれた地域で、その人らしい尊厳ある生活を継続することができるように、要介護状態にならないよう、予防対策から高齢者の状態に応じた介護や医療など、様々なサービスを切れ間なく提供します。そのためにも保健・医療・福祉そして地域との連携を図りながら、生活を安定するために高齢者の心身や社会の状態に応じ必要な援助等を包括的に支援し、また、次の3つを重点におき事業を行います。

- ・認知症高齢者に対する相談体制の充実を図る。
- ・高齢者虐待の早期発見と支援に努める。
- ・生活機能低下の早期把握と介護予防事業の推進に努める。

(7) 在宅介護支援センターの受託

包括支援センターから相当に離れている地域では、高齢者の相談を身近に受け付けるため、在宅介護支援センターを市から受託し、運営します。

- ・両津在宅介護支援センターいわゆり
- ・両津在宅介護支援センターかんぞう
- ・松ヶ崎在宅介護支援センター

(8) 介護予防教室の実施

市の委託を受け、地域の身近な会場で開催し、健康チェック・運動機能を向上させるメニューを取り入れることにより、高齢者が要介護状態になることを予防します。

(9) 在宅介護者リフレッシュ事業の実施

家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている介護者が集い、気軽に相談や話し合を行い、介護負担の軽減を図ります。

(10) 福祉用具貸与事業

介護保険制度に該当しない方や身体障がい者の方に介護用ベッド、車椅子等の無償貸与を行います。

(11) 介護者教室の実施

家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている介護者に介護技術を学んでいただき、介護負担の軽減を図ります。

(12) 男の介護教室、料理教室

男性に進んで介護に参加してもらうため、介護技術の基本を学んでいただきます。また、生活面での自立を促すため料理教室を開催します。

(13) 介護保険外訪問介護事業の実施

介護保険申請中の方及び老人保健施設入所中の方が外泊をされる際にサービスを使いたいとき、必要な援助を提供し、高齢者が健やかに自立した生活が送れるよう支援します。

4 介護サービス事業の経営強化と発展

(1) 訪問介護事業所の経営 5ヶ所

- ① 利用者のニーズに迅速・柔軟に対応できる体制を整え、利用者や家族から選ばれる事業運営を行います。
- ② 高齢者や障がい者の心身上の問題点を理解し、「利用者本位」「自立支援」に向けて、信頼される事業所を目指します。
- ③ 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を密接に行い、利用者の心身の状況にあった良質なサービスを提供し、利用者・家族から選ばれる事業所を目指します。
- ④ 利用者に関する情報提供などの定期的な会議の開催や職員の健康管理を徹底し、また、特定事業所加算要件の有資格者の確保、研修の充実を行い職員の資質向上を図り、より良質なサービス提供をいたします。
- ⑤ 介護を必要とするが、介護保険としては利用出来ないサービスを介護保険外サービスとして実施します。

(2) 訪問入浴介護事業所の経営 1ヶ所

利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持及び家族の負担軽減を図り、安全でよりよいサービス提供を行います。

(3) 通所介護事業所の経営 10ヶ所

- ① 利用者の身体的、精神的な状態及び家族における介護負担を把握した上で、利用者一人ひとりの自己決定を尊重した通所介護サービスの提供を行いません。
- ② 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を密接に行い、ニーズを的確に把握するとともに求められるサービスの提供に努めます。
- ③ 介護機器等の衛生管理及び安全管理の徹底、事故や感染予防に努めるとともに、職員研修の充実を図り職員の資質向上、サービスの質の向上を目指します。
- ④ 利用者との信頼関係を強固にし、意見や要望を可能な限り運営に反映させ利用者の確保、拡大に努めます。
- ⑤ 地域での福祉拠点として信頼され、身近な施設として利用されるよう周知を図り、安定した経営に努めます。特に過疎化が顕著な周辺地域においては地域ぐるみでの利用促進を図ります。
- ⑥ 必要な改修等は計画的に実施するとともに、メンテナンスを励行し不具合の未然防止に努め長期の安定した経営を行います。

(4) 短期入所生活介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 利用者や家族のニーズに合ったサービスの提供に努め「利用者本位」「自立支援」に向けた良質のサービスを心がけ、安心して満足いただける施設づくりを目指します。
23年7月予定の5床増床についてもサービスの質が落ちることなく、スムーズにサービスが提供できるようにいたします。
- ② 居宅介護支援事業所をはじめ地域包括支援センター、民生委員、各種関係機関との連携を密にし、質の高いサービスを提供します。
- ③ 地域の要望に応えるとともに安定した経営を図るために、送迎範囲を拡大することにより利用者の確保に努めます。

(5) 居宅介護支援事業所の経営 12ヶ所

- ① 居宅介護事業所が連携を取り合い、利用者のニーズに柔軟・迅速に対応できる体制を整えます。
- ② 可能な限り、その居宅において「自立した日常生活」を営むことができるよう、利用者や家族の希望をお聞きし、心身の状況、その環境に応じた居宅サービス計画を作成します。
- ③ 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービス提供を公正中立に行い、地域福祉向上のため、地域関連機関等との連携を図り、市民に選ばれる事業所を目指し

ます。

- ④ サービスに当たっては、職員間で十分な連携を図りながら、利用者支援に努めます。
- ⑤ 利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項等伝達などの定期的な会議の開催や有資格者の配置、計画的な研修の実施により職員の資質向上を図り、特定事業所加算取得事業所の拡大に努めます。
- ⑥ 病院の退院者が在宅での介護をスムーズに実施できるよう、ケースワーカー等と連携を図り介護者の支援を行います。

(6) 認知症対応型共同生活介護施設 1ヶ所

- ①認知症の方を大切にケアに努め、安らぎや喜びのある生活を目指します。
- ②入居者と共に生活する家庭的な雰囲気の下で入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活と笑顔でゆったりとした暮らしができるようにサービスを提供します。
- ③地域福祉事業やボランティア活動と連携して、地域との協働による施設運営を行います。

5 福祉センター等の経営強化と発展

(1) 老人福祉センターの経営

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図ります。

- ・真野老人福祉センター寿楽荘

(2) 福祉センター等の経営

ボランティア活動の推進、研修等の活性化、交流促進など社会福祉の進行に向けた福祉センターの適切な管理運営を行います。

- ・両津福祉センターしゃくなげ
- ・小木福祉保健センターつくし
- ・赤泊福祉保健センターやすらぎ

(3) 地域交流センター（温泉、プール、宿泊施設）の経営

地域住民の交流と住民の健康づくりの拠点として、福祉活動と連携し、地域に愛され信頼される施設運営を目指し、利用の促進並びに経営の効率化とサービスの向上を図ります。

- ・地域交流センターワイドブルーあいかわ

- ・地域交流センター金井温泉金北の里
- ・地域交流センター新穂瀨上温泉
- ・地域交流センター畑野温泉松泉閣

(4) 高齢者住宅の経営

高齢者が安心して、健康で明るい生活を送れるよう住宅を提供し、支援します。

- ・畑野高齢者住宅やわらぎの里

6 子育て支援の取り組み

(1) ファミリーサポートセンター受託

市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するとともに、地域の子育てを支援します。

(2) 児童館「ちのわの家」の管理運営

健全な遊びを通して児童健全育成と保護者家庭の福祉の増進に努めます。

7 福祉情報の提供・啓発活動の推進

(1) 社会福祉大会の実施

市民ならびに福祉関係者の参加のもと、第8回佐渡市社会福祉大会を開催し、住民参加による福祉の島づくりのための理解並びに意識の高揚を図ります。

(2) 佐渡市社協だよりの発行

市民の福祉への関心を高め、事業や実践等の紹介により福祉活動への参加意識などの啓発を図ります。

(3) ホームページの運営

市民が必要とする情報及びサービスをインターネットを利用して受けることができるようホームページを運営します。

(4) 福祉まつり等の実施

施設を開放し、利用者はもとより、ボランティア、一般市民などが広く参加するなかで各種の出し物や企画を楽しむとともに社協を理解してもらいます。

(5) 福祉バザーの支援

福祉バザーの協力支援を行います。

(6) 地域福祉活動計画の評価、見直し

佐渡市地域福祉活動計画の実施にあたり、地域住民、各種団体、ボランティアの意

見を取り込みながら地域と協働して評価、見直しを行います。

(7) 訪問介護員養成研修 2 級課程の実施

佐渡島内における介護人材育成の一助として、県から介護員養成研修訪問介護員養成事業者の指定を受け、養成研修を実施し、介護基盤の整備を図ります。

8 法人運営機能の充実・強化

(1) 理事会の開催

業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行います。

(2) 評議員会の開催

運営管理上の重要事項及び事業執行上の基本方針について審議決定を行います。

(3) 監事会の開催

運営管理、業務の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。

(4) 委員会の開催

法人経営及び各種事業の適正な運営を図るため、法人運営委員会、地域福祉委員会及び介護サービス委員会において所管する事業の検討を行います。

(5) 経営会議

会長、副会長に対し業務執行上の近況報告し、法人全体の事業運営及び経営について協議します。(月 1 回)

(6) 支所長会議

各支所の近況報告及び当該職間の意思疎通の下、当面する課題についての方向性を検討します。

(7) 役員研修の実施

法人運営機能の強化、社会情勢の変化への機敏な対応、危機管理の徹底などの様々な課題を解決するため、また、先駆的、開拓的な事例を吸収し、社協の強化と発展を図るため、役員研修を実施します。

(8) 事業評価の実施

管理サイクル(計画、実行、評価、改善)を徹底し、サービスの維持・向上、継続的な業務改善を行います。

(9) 会員組織拡充の推進

一般会員、賛助会員それぞれ減少傾向にあるが、社協への理解と賛同を得ながら加入の促進に努めます。

(10) 人材育成の推進

- ・研修部会でテーマをまとめ、多数の職員が受講できる形で自主研修を実施します。
- ・市、県、県社協等が開催する体系的な研修会を計画的に受講させ、職員の資質向上を図ります。また、参加者は研修内容について伝達研修を行い、自己学習の推進と知識向上を図ります。

(11) 人事考課制度の取り組み

公平処遇、働きがいのある職場づくり、効率的な事業運営を図るために人事考課制度に取り組みます。

(12) 社協発展・強化計画の策定

地域福祉を推進する中核的な団体としての自らの使命と役割をどう果たしていくか、目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを発展・強化計画にまとめます。

9 その他の取り組み

(1) 戦没者慰霊祭の実施

戦没者の慰霊のため、戦没者慰霊祭を実施又は協力支援を行います。

(2) 佐渡市老人クラブ連合会の事務・事業協力

佐渡市老人クラブ連合会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

(3) 佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務・事業協力

佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

(4) 佐渡市手をつなぐ育成会の事務・事業協力

佐渡市手をつなぐ育成会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します